

3 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

○ 保険料控除等に関する事項など

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。この事例では、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除の金額が、年末調整を受けた金額と同じですので、源泉徴収票から転記していません。

なお、年末調整を受けた金額と異なる場合は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください(旧生命保険料に係る1契約9千円以下のもの等を除き、支払をした旨を証する書類を添付する必要があります。詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の41ページを参照してください。)

⑬ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

⑮ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑯ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

申告書B第二表

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号 FA2300

住所 Y市〇〇町1-10
氏名 大阪 太郎

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
給与	6,700,000		6,700,000
給料			255,700
合計			6,955,700

源泉徴収額の合計額 255,700

第一表⑭欄へ(13ページ)

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額(7、10ページ参照)が1,000万円を超えているため「配偶者(特別)控除」(9ページ参照)の適用ができませんが、配偶者が同一生計配偶者に該当するので、この欄を記入してください。

詳しくは、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。

○ 住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「特別徴収」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は、「自分で納付」の□に○を記入してください。

4 第一表の「所得から差し引かれる金額」の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

申告書B第一表(左下部)

社会保険料控除	⑬	580000
小規模企業共済等掛金控除	⑭	
生命保険料控除	⑮	50000
地震保険料控除	⑯	50000
基礎控除	⑳	480000
配偶者(特別)控除	㉑	
扶養控除	㉒	
基礎控除	㉓	480000
⑬から㉓までの計	㉔	1160000
雑損控除	㉕	
医療費控除	㉖	
寄附金控除	㉗	
合計	㉘	1160000

第三表㉘欄へ(12ページ)

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者(特別)控除」は適用できません。

令和2年分 給与所得の源泉徴収票

住所 Y市〇〇町1-10
氏名 大阪 太郎

給与	賞与	合計	源泉徴収額
6,700,000	4,930,000	11,630,000	255,700
380,000		380,000	
580,000	50,000	630,000	50,000

㉘ 「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から上のよう転記することができます。
※ ⑬欄から㉔欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から㉔欄の記載を省略し、㉔欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。

㉑～㉒ 配偶者(特別)控除

あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和2年分の合計所得金額に応じて受けられる控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が1,000万円を超えている場合は、控除を受けられません。
- 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。
- 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
- 配偶者(特別)控除額は、22ページの「2 配偶者(特別)控除額表」又は「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから20ページを参照してください。
- 配偶者特別控除の適用を受ける場合は、㉑～㉒欄の「区分1」の□に「1」と記入し、控除額を書いてください。

この事例では、山林を伐採して売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため、配偶者(特別)控除の適用は受けられません。

㉓ 扶養控除

あなたに控除対象扶養親族がいる場合に、一定の金額が控除されます。

扶養控除の額は「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の20ページから21ページを参照してください。

- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成17年1月1日以前に生まれた方(年齢が16歳以上の方)のことです。

㉔ 基礎控除

あなたの令和2年分の合計所得金額に応じて適用される控除です。

- あなたの令和2年分の合計所得金額が2,500万円を超えている場合は、控除を受けられません。

【基礎控除額】

あなたの合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円(適用なし)

5 第三表の山林の **収入金額** や **所得金額** などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「山林所得収支内訳書(計算明細書)」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
 なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額
 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「①譲渡価額の総額(収入金額)」のA欄に記載した金額を右のように転記します。

所得金額
 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑱山林所得金額」のB欄に記載した金額を右のように転記します。
 なお、この山林所得の金額が赤字の場合には、他の各種所得の金額(土地建物等の譲渡による譲渡所得の金額、株式等の譲渡による譲渡所得等の金額などを除きます。)の黒字からその赤字を控除することができます(損益通算)。
 損益通算は、その所得によって通算する順序が決まっていますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。
 また、赤字の所得が数多くある場合には、「損益の通算の計算書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を使用して計算することもできます。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和02年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用) FA2400

住所: Y市〇〇町1-10
 氏名: オオサカ 太郎

特例適用条文: 30

収入金額		所得金額	
山林	25,000,000	山林	7,820,000

税金の計算
 ⑳ 対応分 ㉑
 ㉒ 対応分 ㉓
 ㉔ 対応分 ㉕
 ㉖ 対応分 ㉗
 ㉘ 対応分 ㉙
 ㉚ 対応分 ㉛
 ㉜ 対応分 ㉝
 ㉞ 対応分 ㉟
 ㊱ 対応分 ㊲
 ㊳ 対応分 ㊴
 ㊵ 対応分 ㊶
 ㊷ 対応分 ㊸
 ㊹ 対応分 ㊺

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項
 区分 所得の生ずる場所 必要経費 差引金額(収入金額-必要経費) 特別控除額
 差引金額の合計額 ㉟
 特別控除額の合計額 ㊱

○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項

特例適用条文

この事例では、「概算経費控除の特例」(措法30条)の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に「30」と書きます。
 なお、条文の「項・号」について分からない場合は、その部分の記載を省略しても差し支えありません。

山林所得収支内訳書(計算明細書)

譲渡者住所: Y市〇〇町1-10
 氏名: オオサカ 太郎
 電話番号: (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

特例適用条文	合計	内訳	
山林の所在地番		措法 30 条	措法 条
面積	3.2	K市〇〇町××1228	
樹種	杉	皆伐・間伐	皆伐・間伐
樹齢	60年		
本数	80		
積算	3,000		
住所又は所在地		K市〇〇町××1-2-3	
氏名又は名称		〇〇製材(株)	
譲渡した年月日		R2年11月13日	
譲渡山林を植林・購入した時期			
譲渡価額の総額(収入金額)	① A 25,000,000	25,000,000	
伐採費、運搬費、譲渡費用の額	② 8,360,000	8,360,000	
専従者控除額のうち②に相当する部分の金額	③		
計(②+③)	④ 8,360,000	8,360,000	
差引(①-④)	⑤ 16,640,000	16,640,000	
概算経費率による場合	⑥ 8,320,000	8,320,000	
植林費、取得に要した経費	⑦		
管理費その他の育成費用	⑧		
③以外の専従者控除額	⑨		
計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
被災事業用資産の損失の金額(保険金等で補填される部分を除く。)	⑪		
必要経費(④+⑥又は⑩+⑪)	⑫ 16,680,000	16,680,000	
概算経費率の適用を受ける場合(注2)で計算した金額を記載する。)	⑬		
収入金額基準額(注2)で計算した金額を記載する。)	⑭		
所得基準額(⑤×50%-⑩)	⑮		
⑭と⑮のうち低い方の金額	⑯		
差引金額(①-⑫又は⑯)	⑰ 8,320,000	8,320,000	
特別控除額	⑱ 500,000		
山林所得金額	⑲ B 7,820,000		

(注) 1 「森林計画特別控除」の欄は、租税特別措置法第30条の2第1項の適用を受ける場合に記載してください。
 2 ⑤の金額が2,000万円以下のときは「⑤×20%」、⑤の金額が2,000万円超のときは「⑤×10%+200万円」で計算した金額を記載してください。

(資7-6-1-A4統一)
 (平成28年分以降用)

㉟ 合計所得金額 (7ページ参照)

山林所得がある場合の合計所得金額は、次のイとロの合計額です。

イ 第一表の **所得金額等** 「⑫合計」欄の金額

ロ 「山林所得収支内訳書(計算明細書)」の「⑲山林所得金額」B欄の金額(又は第三表の **所得金額** 「㉟山林」欄の金額)

イ + ロ = 合計所得金額

この事例では、次のようになります。

(イの金額) (ロの金額) (合計所得金額)
 4,930,000円 + 7,820,000円 = 12,750,000円

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等〔⑫合計〕欄に記載した金額(6ページ参照)と所得から差し引かれる金額〔⑳合計〕欄に記載した金額(9ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦⑤欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥④欄から⑦④欄までの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥④欄から⑦④欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑦⑥欄から⑧②欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(1,160,000円)が⑫欄の金額(4,930,000円)から引ききれれていますから、その残額である3,770,000円を⑦⑤欄に書き、⑦③欄の金額は、そのまま⑧①欄に転記します。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

23ページの「4 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。
この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑦⑤欄) × 所得税の税率 - 控除額 = 総合課税の所得金額に対する税額
3,770,000円 × 0.2 - 427,500円 = 326,500円(⑧③欄に書きます。)

分離課税の所得金額に対する税額

22ページの「1 山林所得に対する所得税の税額表」を参照してください。

課税される所得金額(⑧①欄) × 所得税の税率 = 山林所得金額に対する税額
7,820,000円 × 0.05 = 391,000円(⑧⑨欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

所得 分離 課税 金額	短期譲渡	一般分	⑥④	
		軽減分	⑥⑤	
	長期譲渡	一般分	⑥⑥	
		特定分	⑥⑦	
		軽減分	⑥⑧	
	一般株式等の譲渡		⑥⑨	
	上場株式等の譲渡		⑦①	
	上場株式等の配当等		⑦②	
	先物取引		⑦③	7820000
	山林		⑦④	7820000
	退職		⑦⑤	
	総合課税の合計額 (申告書B第一表の⑫)		⑫	4930000
	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表の⑳)		⑳	1160000
	課税される所得金額		⑦⑤	3770000

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

税金 の 計算 額	⑦⑤ 対応分	⑧③	326500
	⑦⑥ 対応分	⑧④	
	⑦⑦ 対応分	⑧⑤	
	⑦⑧ 対応分	⑧⑥	
	⑦⑨ 対応分	⑧⑦	
	⑧① 対応分	⑧⑧	
	⑧② 対応分	⑧⑨	391000
	⑧③ 対応分	⑧⑩	
	⑧④ 対応分	⑧⑪	
	⑧③から⑧⑩までの合計 (申告書B第一表の⑤)に転記	⑤	717500

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表(右部)

FA2200		第一表 (令和2年分以降)
氏名	大阪太郎	世帯主との続柄 本人
住所	オオサカ タロウ	
課税される所得金額 (⑫-⑳)又は第三表 上の⑤に対する税額 又は第三表の⑤	⑤	717500
配当控除	③②	
住宅借入金等特別控除	③④	00
再差引所得税額(基準所得税額)	④③	717500
復興特別所得税額 (④③×2.1%)	④④	15067
所得税及び復興特別所得税の額 (④③+④④)	④⑤	732567
源泉徴収税額	④⑧	255700
申告納税額 (④⑤-④⑧)	④⑨	476800
第3期分納める税金 (④⑨-⑤②)	⑤①	476800
延納の出	⑤③	00
延納届出額	⑤④	000

「③②配当控除」、「③④(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「③⑤～③⑦政党等寄附金等特別控除」、「③⑧～④①住宅耐震改修特別控除等」などの所得税額から控除される金額がある場合に書いてください。

④① 差引所得税額
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、
④⑤ 所得税及び復興特別所得税の額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額を④④欄に書いてください。
また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑧ 源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④⑧源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(8ページ参照)。

④⑨ 申告納税額
④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。
黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。
赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出
第一表の「⑤①納める税金」の2分の1以上の金額を令和3年3月15日(月)までに納付することにより、その残額を、令和3年5月31日(月)まで延納することができます。
なお、延納期間中は利子税がかかります。